

淀川区長 様

運営委員会名 小学校生涯学習ルーム

委員長名 _____

令和4年度 淀川区生涯学習ルーム事業における新型コロナウイルス感染症対策にかかる誓約書

当運営委員会は、生涯学習ルーム事業を実施するにあたり、下記「**学校施設の消毒ルール**」について、学校施設を利用するすべての参加者・見学者に対して、内容を正確に周知し、記載事項について順守することを誓約します。

また、代表者が代わった際には申し送りをするとともに、万一、下記記載事項を順守できていない参加者・見学者等があることが判明した場合は、今後の事業の実施を取り消されても一切異議は申しません。

<学校施設の消毒ルール>

【使用施設にかかる消毒の実施】

- 使用施設・消毒必要箇所等について、「**使用施設消毒チェックリスト**」を学校と調整の上、作成します。（ただし、同じ施設を継続して使用する場合には、再調整は不要）
- 講座実施者は、施設を使用した後、「**使用施設消毒チェックリスト**」にしたがって消毒・清掃します。作業完了後、チェックリストの消毒報告欄に記載し、速やかに運営委員会に提出します。
- 運営委員会は、講座実施ごとに「**使用施設消毒チェックリスト**」をとりまとめ、翌月10日までに区役所へ提出します。
- チェックリストに記載のない箇所についても、手で触れた箇所、飛沫が飛んだ可能性のある箇所は必ず消毒します。

【その他】

- 講座実施者は、「**生涯学習ルーム事業利用記録**」を施設の使用ごとに記載し、速やかに運営委員会に提出します。
- 運営委員会は、「**生涯学習ルーム事業利用記録**」をとりまとめ、講座終了後4週間以上保管します。
- 使用施設以外は、手を触れないようにします。（手を触れた場合は消毒します。）
- 入校前や施設使用前、トイレ使用後などは、必ず石鹼による手洗いや手指用アルコールによる消毒を行います。
- トイレ使用時は、飛沫を防ぐため、必ず便器の蓋を閉めて流します。
- 施設使用に係る対応に必要な物品（非接触体温計、消毒用アルコール、石鹼、マスク、消毒液（0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液など）、消毒用手袋、ペーパータオル、ゴミ袋など）は、運営委員会又は講座実施者において準備し、使用後のごみは必ず持ち帰ります。
また、上記の消毒用具一式は学校内に保管せず、持ち帰ります。（火災等の危険性があるため）
- 施設利用の際に出たごみは必ず持ち帰ります。特に唾液の付着したペットボトル、缶などは必ず持ち帰り、飲み残しは自宅で処分します。